



# 道路と鉄道とが相互に交差する場合における道路側と鉄道側との協議事項について（通知）

技術基準の種類：例規  
通知日：昭和63年7月22日

受 道 第 161 号  
昭和63年7月22日

各市町村長殿  
各土木事務所長殿

土 木 部 長

道路と鉄道とが相互に交差する場合における道路側と鉄道側との協議事項について（通知）

このことについて、建設省都市局長及び道路局長から、別添のとおり協定した旨通知がありました。

（但し、佐治村・関金村・日吉津村・三朝町・羽合町・国府町を除く）

（別 添）

建設省都街発第17号の2  
建設省道政発第62号の2  
昭和63年6月1日

鳥取県知事殿

建設省都市局長  
建設省道路局長

道路と鉄道とが相互に交差する場合等における道路側と鉄道側との協議事項について

標記について、建設省と運輸省は、日本国有鉄道の分割・民営化に伴い昭和63年5月31日付けで別紙写しのとおり新たに協定を締結したので、今後はこの協定により処理することとし、その取り扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、貴管下市町村（地方道路公社を含む。）にも本協定成立の周知方宜しく取り図られたい。

道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省協定

（目 的）

第1条 この協定は、道路と鉄道とが相互に交差する場合等における道路側と鉄道側との協議事項等について、その基準を定め、もって交通の安全及び発達に寄与することを目的とする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）道 路 道路法（昭和27年法律第180号）による道路及び都市計画法（昭和43年法律第100号）により都市計画決定された道路をいう。

（2）鉄 道 鉄道側が経営する鉄道をいう。

（3）道路側 道路法等の規定に基づき道路を管理する者及び都市計画法の規定に基づき都市計画事業を施行する者をいう。

（4）鉄道側 第1種鉄道事業の免許を受けた者としての旅客会社及び貨物会社（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）に規定する旅客会社及び貨物会社をいう。）をいう。

（5）管 理 所有又は支配し、並びに改築、取替、修繕及び維持することをいう。

（相互の協力及び実施のための指導）

第3条 道路側及び鉄道側は、道路と鉄道とが交差する場合における工事等の円滑な実施を図るため、相互に協力する。

2 道路と鉄道との立体交差化等及びこの協定の実施が円滑に行われるよう、運輸省は鉄道側を、建設省は道路側を、それぞれ指導する。

（新たに交差を設置する場合の費用負担）

第4条 道路の新設若しくは改築又は鉄道の新設若しくは改良に関する工事により新たに道路と鉄道との交差を設置する場合においては、当該工事の計画者が交差に要する工事費の全額を負担する。

(交差の増改築等の場合の費用負担)

第5条 前条の規定は、道路の拡幅、鉄道線路の増設等に関する工事(以下「増設工事」という。)により、既設の交差を増改築する場合における当該増改築に要する工事費の負担について準用する。

2 前条の規定は、既設の平面交差を立体交差とするとともに増設工事を行う場合における当該増設工事に係る工事費の負担について準用する。

(立体交差化又は付替により踏切道を除却する場合の費用負担)

第6条 道路を高架化若しくは地下化することにより既設の踏切道を除却する場合又は道路を鉄道と交差しないように改築することにより既設の踏切道を除却する場合における工事費については、鉄道側は応分の費用を負担し、道路側は残余の費用を負担する。

2 前項の場合において、既設の踏切道に係る部分の道路が廃止されないときは、鉄道側は前項の工事費を負担しない。ただし、踏切道の種別の変更その他の理由により鉄道側に受益がある場合においては、鉄道側は応分の費用を負担する。

3 鉄道を高架化若しくは地下化することにより既設の踏切道を除却する場合又は道路を鉄道と交差しないように改良することにより既設の踏切道を除却する場合における工事費の負担については、道路側と鉄道側が協議して定める。

(重複工事の費用負担)

第7条 道路の新設又は改築及び鉄道の新設又は改良の計画が確定しており、当該計画が同時に実施される場合において、当該計画に係る交差の設計が重複するときは、その重複する部分に係る工事については、第4条又は第5条の規定にかかわらず、道路側及び鉄道側はそれぞれこれに要する費用の2分の1を負担する。

(増加工事の費用負担)

第8条 道路と鉄道との交差等に関する工事に伴い次条に規定する技術的基準を超える施設の整備又は既設施設の著しい改築若しくは改良に関する工事(以下「増加工事」という。)を行うことを要求したときは、当該増加工事に係る工事費は要求者においてその全額を負担する。

(技術的基準)

第9条 道路と鉄道との交差等に関する技術的基準は、道路構造令(昭和45年政令第320号)、普通鉄道構造規則(昭和62年運輸省令第14号)、新幹線鉄道構造規則(昭和39年運輸省令第70号)及びこれらに準ずる諸基準による。この場合において、当該工事完成後の道路又は鉄道はそれぞれ従前の機能を阻害しない範囲内のものとする。

(工事費)

第10条 道路と鉄道との交差等に要する工事費は、前条に規定する技術的基準に適合する構造を有する道路、鉄道等を設けるのに必要な費用とし、その範囲は、こ線橋費、こ道橋費、付替道路費、付替線路費、取付道路費、取付線路変更費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費、物件移転費、補償費並びに雑費等とする。

2 前項に規定する費用の額は、道路側と鉄道側とが協議して定める。

(工事の実施等)

第11条 道路と鉄道との交差等に関する工事は、当該工事に係る費用負担の額が多い側が実施する。ただし、鉄道側の運転保安上若しくは施設の維持管理上又は道路側の施設の維持管理上これらによらないことが必要であることを双方が協議のうえ当該工事に係る費用負担の額が多い側が決定した部分については、この限りではない。

2 前項の工事の設計は、原則として当該工事の完成後当該施設を管理する側が行い、細部についてはその都度協議する。

(こ線橋及びこ道橋の管理)

第12条 こ線橋は原則として道路側が管理する。ただし、こ線橋の架線防護装置等は鉄道側が管理する。

2 こ道橋は原則として鉄道側が管理する。ただし、こ道橋下の道路の舗装、排水設備、こ道橋に設置している道路の照明設備等は道路側が管理する。

3 前2項に規定する管理に要する費用は、原則として、その管理を行う者が負担する。

(踏切道の管理)

第13条 踏切道は、鉄道側が管理するものとし、その費用は、鉄道側が負担する。

(土地の処理)

第14条 道路側又は鉄道側が、道路と鉄道とが交差する場合に、相手方の所有する土地を必要とする場合においては、これを有償で譲り受ける。ただし、当該土地を道路の敷地として存置する必要があるとき又は当該土地が鉄道用地として鉄道事業上必要なものであるときは、施設の存続中無償で使用することができる。

2 前項の規定により、道路側と鉄道側とが相互に相手方からその所有する土地を譲り受ける場合は、それぞれ交換により処理することができる。

3 既設の平面交差を立体交差とすることにより又は道路若しくは鉄道を付け替えることにより不要となる道路の敷地又は鉄道用地はそれぞれ管理していた側に帰属することを原則とする。

4 前各項に規定する処理方法の細部については道路側と鉄道側とが協議して定める。

(廃棄物等の処理)

第15条 道路と鉄道との交差等に関する工事において発生する撤廃物は、そのものにつき管理していた側のものとする。

2 工事の実施上購入し、又は設備した物件で、工事完成後残存するものは、その評価額を工事費の負担割合により精算する。

(道路鉄道交差協議会)

第16条 この協定を円滑に運用するため道路鉄道交差協議会を設ける。

(細目協定への委任)

第17条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は細目協定で定める。

2 細目協定は、運輸省大臣官房国有鉄道改革推進部長並びに建設省大臣官房技術審議官(都市局担当)及び道路局長が定める。

附 則

- 1 この協定は昭和63年6月1日から適用する。ただし、この協定の適用の日前に道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道協定（昭和31年12月18日成立）、道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道細目協定（昭和33年3月31日成立）、高速自動車国道と鉄道との立体交差に関する建設省・日本国有鉄道協定（昭和46年3月16日成立）、新幹線鉄道との立体交差に関する建設省・日本国有鉄道協定（昭和46年3月16日成立）等に基づき締結した個々の工事施行協定は、なお有効とする。
- 2 昭和62年3月31日以前に建設省と日本国有鉄道との間で取り交わされた覚書、道路鉄道交差協議会決定事項、申し合わせ等の取り扱いについては、必要に応じ道路側と鉄道側で協議する。
- 3 この協定は道路と鉄道とが交差する場合における工事等の円滑な実施を図るための暫定協定とする。この協定を証するため協定書3通を作成し各々1通を保有する。

昭和63年5月31日

運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官 丹 羽 晟  
建設省都市局長 木 内 啓  
建設省道路局長 三 谷 介

道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省細目協定

(趣 旨)

第1条 道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省協定（昭和63年5月31日成立。以下「協定」という。）を実施するための細目については、別に定めのある場合を除き、この協定による。

(定 義)

第2条 細目協定における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 道路の幅員 道路の路端から路端までの幅（のり面の幅を除く。）をいう。ただし、歩道と車道との区別のある線橋（下路橋）においては、歩道の外側にある地覆の内側間の幅をいい、副道を有する道路にあっては、副道と主道路との間ののり敷等を含め、一方の副道の外方の路端から他の副道の外方の路端までの幅をいう。
- (2) 踏切道の幅員 踏切道の敷板又は敷石の縁端から縁端までの幅をいう。なお、踏切道の幅員は、道路方向に対し、直角に計るものとする。
- (3) 鉄道の敷幅 施工基面の幅をいう。ただし、施工基面が2以上ある場合は、外側の施工基面の外方の縁端から他の外側の施工基面の外方の縁端までの幅をいう。
- (4) 副 道 鉄道と立体交差となる道路の側面に接して、当該道路と異なった縦断こう配又は路面の高さをもって設けられる幅員3メートルを超える道路をいう。

(交差工事等の推進等)

第3条 道路側及び鉄道側は、交差工事等についてそれぞれ協議の申し入れがあった場合には、できる限り速やかに協議に応じるとともに当該工事の円滑な実施が図られるよう協力しなければならない。

(平面交差とすることのできる場合)

第4条 新たに道路と鉄道との交差を設置する場合において、当該交差を平面交差とすることができる場合は、道路側と鉄道側とが協議して定める場合のほか、協定第16条の規定に基づく道路鉄道交差協議会において定める場合とする。

- 2 前項の規定は、道路の拡幅又は線路の増設等のため、既設の踏切道を増改築（舗装、重軌条更換、電化による絶縁装置の取替等に伴う増改築を除く。）する必要を生じた場合に、当該踏切道を立体交差としないことができる場合について準用する。

(増設部分等の工事費の算定方法)

第5条 協定第5条第2項に規定する増設工事（鉄道の電化に対応する部分を除く。）の工事費の算定方法は次式による。

$$\text{増設部分の工事費} = \text{増設工事の対象となる工事費} \times \frac{A}{A+B}$$

増設工事の対象となる工事費：道路の拡幅の場合には取付道を含む工事費、鉄道線路の増設の場合には取付道含まない工事費

- A：道路の拡幅幅員又は鉄道の増設敷幅  
B：道路の既設幅員又は鉄道の既設敷幅

- 2 協定第5条第2項に規定する増設工事のうち、鉄道の電化に対応する部分（以下「電化部分」という。）の工事費は、電化しない場合の仮想工事費と、電化する場合の工事費との差とする。ただし、取付道路の構造が盛土構造の場合の電化部分の工事費の算定方法は次式による。

$$\text{電化部分の工事費} = \text{電化工事の対象となる工事費} \times \frac{A-B}{A}$$

電化工事の対象となる工事費：取付道を含む全体の工事費から電化に伴う増設工事に直接関係のない費用（線橋上部構造工、道路路面工、道路路盤工、線路工、電気通信線その他支障物の移転等による費用）を除いたもの  
A：電化する場合の基準レール面上からけた下までの高さ  
B：電化しない場合の基準レール面上からけた下までの高さ

(鉄道側の負担額)

- 第6条 協定第6条第1項に規定する応分の費用の額は、当分の間、協定第10条第2項の規定により定められた額を上限として次表により算定する。ただし、駅構内、支線等の交差箇所、次表により応分の費用の額を算定することが不適当な場合には、道路側と鉄道側とが協議して定める。
- 2 協定第6条第2項に規定する応分の費用の額は、当分の間、協定第10条第2項の規定により定められた額を上限として既設踏切道と残存踏切道のそれぞれについて次表により算定した額の差とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、鉄道側の所有する土地等に著しい受益が生じる場合には協議によりその額を鉄道側の負担額に加算することができる。

(単位：百万円)

踏切種別	道路		2車線以下	3車線又は4車線	2車線増すごとに
	鉄道	線			
一種有人	複線	線	336	338	2
	複々線	線	343	346	3
	1線増すごとに		3	4	
一種自動	単線	線	10	13	3
	複線	線	12	16	4
	複々線	線	19	24	5
	1線増すごとに		3	4	
三種	単線	線	7	8	1
	複線	線	9	11	2
	複々線	線	16	19	3
	1線増すごとに		3	4	
四種	単線	線	1	2	1
	複線	線	2	4	2
	複々線	線	4	7	3
	1線増すごとに		1	1	

- (注) (1) 本表は、昭和63年における踏切道に係る経費等を基本に作成したものである。
- (2) 価額補正に用いる指数は、道路側と鉄道側とで協議する。

(平面交差を立体交差とすることに伴い2箇所以上の踏切道が除却される場合等の鉄道側の負担額)

第7条 平面交差を立体交差とする場合において、2箇所以上の踏切道が除却される場合又は主体の道路の踏切道が除却され他の平面交差が踏切道の種別の変更その他の理由により鉄道側に受益がある場合は、立体交差されるべき主体の道路及び他の廃止される道路又は踏切道の種別の変更等のある道路の平面交差についても前条の規定を準用する。

(重複工事の取扱い)

第8条 協定第7条に規定する「道路の新設又は改築及び鉄道の新設又は改良の計画が確定しており、当該計画が同時に実施される場合」とは、当該交差部分について協議の結果、相互に新設、改築又は改良の予算措置を講じるときとする。

2 重複工事部分に要する費用は次の各号による。

- (1) 相互に新設することにより、立体交差とする場合  
交差部分及び取付部分に要する工事費から、当該交差がないものと仮定した場合の当該交差部分及び取付部分に対応する部分に要する工事費(交差部分の用地費、物件移転費及び補償費を除く。)を減じた額とする。
- (2) 既設の道路の改築又は鉄道の改良及び道路又は鉄道の新設により立体交差とする場合  
道路の改築又は鉄道の改良による増設部分と道路又は鉄道の新設部分との重複する部分を細目協定第5条に規定する算定式により算定した額とする。

(踏切道の撤去等)

第9条 協定第6条第1項に規定する工事に伴う踏切道の撤去については鉄道側が実施するものとし、その費用は鉄道側が負担する。

2 前項に規定する場合以外における踏切道の撤去等については、道路側と鉄道側とが協議して定める。

(工事中の損失の補填)

第10条 協定第6条(鉄道側に受益がない場合を除く。)及び第7条に規定する工事にあっては、直接工事に伴い工事中に生じる損失の補填については、道路側及び鉄道側はそれぞれ要求しない。

ただし、それ以外の工事にあってはこの限りではない。

(工事費の範囲)

第11条 協定第10条第1項に規定する工事費には、直接工事費のほか、次の各号に掲げる費用を含む。ただし、間接経費(間接費割掛、これに相当する事務雑費並びに調査、設計及び監督に直接従事する職員(一般職員と同様の事務を取り扱う者を含む。)の旅費以外の人件費をいう。以下同じ。)は、含まない。

- (1) 道路側又は鉄道側がおのおのお当該工事に直接労務を提供する工事費支弁の職員の人件費及び旅費(一般職員と同様の事務を取り扱う者を含まない。)
- (2) 調査、設計及び監督に直接従事する職員(一般職員と同様の事務を取り扱う者を含む。)の測量又は監督の旅費
- (3) 試すいその他調査に要する費用(この場合の費用には、前号の旅費は含まない。)
- (4) 工事用車両使用料及び鉄道運賃
- (5) 工事用機械の購入費、修繕費及び使用料
- (6) 工事用材料品の一時使用料
- (7) 工事係員詰所等の費用
- (8) 不可抗力の原因によって生じた工事の費用
- (9) 公務災害補償、労働者災害補償保険料、健康保険料等法令によって規定された諸経費

(事務費の取扱い)

第12条 道路と鉄道との交差等に関する工事の受委託に係る事務費の取扱いについては、次の各号による。

- (1) 道路側又は鉄道側は、協定第6条(鉄道側に受益がない場合を除く。)及び第7条に規定する工事については、直接経費(間接経費以外の経費をいう。)に限って要求できる。
- (2) 前号に規定する工事以外の工事に係る事務費の負担方法については、道路側と鉄道側とが協議して定める。

(踏切道の拡幅等)

第13条 協定第13条の規定にかかわらず、踏切道の幅員が当該踏切道に接続する道路の幅員に満たない場合において、当該踏切道の幅員を当該道路の幅員まで拡幅するときの、その工事に要する費用は、当該踏切道の幅員を当該道路の幅員に満たないことに至らしめたことについて責を有する者が負担し、その者が不明の場合においては、道路側と鉄道側とがそれぞれ2分の1を負担する。

2 協定第13条の規定にかかわらず、踏切道を拡幅又は新設する場合には、当該部分の舗装修繕に要する費用については、協議により鉄道側は道路側に負担を求めることができる。

(踏切道の消融雪設備の設置に要する費用負担)

第14条 協定第13条の規定にかかわらず、踏切道の消融雪設備の設置に要する費用の道路側と鉄道側との負担の割合は、次のとおりとする。

- (1) 構造改良済みの踏切道に消融雪設備を設ける場合  
道路側負担 1 / 2                      鉄道側負担 1 / 2
- (2) 道路改築と同時に消融雪設備を設ける場合  
道路側負担 1 / 2                      鉄道側負担 1 / 2  
現道部 1 / 2  
改良部 2 / 2                      0
- (3) 線増と同時に消融雪設備を設ける場合  
道路側負担 1 / 2                      鉄道側負担 1 / 2  
現道部 1 / 2  
線増部 0                      2 / 2
- (4) 踏切道の構造改良と同時に消融雪設備を設ける場合  
道路側負担 2 / 3 ( 1 / 2 )                      鉄道側負担 1 / 3 ( 1 / 2 )  
現道部 2 / 3 ( 1 / 2 )  
拡幅部 3 / 3                      0

(注) ( )内は、人口50万人以下の市町村の市町村道の踏切道に係る負担分とする。

(添 架)

第15条 道路側又は鉄道側は、道路の交通上又は鉄道の事業上必要とする施設を相手方の管理するこ線橋又はこ道橋に無償添架することができるものとし、その実施に当たっては、その都度協議する。

(用地の使用)

第16条 道路と鉄道との交差等に関する工事のため、道路側又は鉄道側が相手方の所有する土地をやむを得ず使用する必要が生じた場合は、協議により無償使用することができる。

(道路鉄道交差協議会の構成)

第17条 協定第16条の規定による道路鉄道交差協議会(以下「協議会」という。)の委員は、運輸省大臣官房国有鉄道改革推進部長並びに建設省大臣官房技術審議官(都市局担当)及び道路局次長とする。

2 協議会の幹事は、運輸省大臣官房国有鉄道改革推進部施設課長並びに建設省都市局街路課長及び道路局路政課長とする。

附 則

- 1 この細目協定は昭和63年6月1日から適用する。
- 2 この細目協定に規定していない事項は、道路側と鉄道側とで協議する。  
この協定を証するため協定書3通を作成し各々1通を保有する。

昭和63年5月31日

運輸省大臣官房国有鉄道改革推進部長  
建設省大臣官房技術審議官  
建設省道路局次長

井山嗣夫  
佐藤本次郎  
市川一朗